

【報道発表資料】



令和3年度石綿健康被害救済制度に関する広報について

令和3（2021）年4月1日（木）
独立行政法人環境再生保全機構
石綿健康被害救済部 情報業務課
直 通：044-520-9615
課 長：唐澤
担 当：田名

独立行政法人環境再生保全機構では、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和3年度及び令和4年度において、俳優の草彅剛さんに出演いただき、広報活動を実施しますのでお知らせいたします。

本日4月1日より、ポスター・チラシの医療機関等での配布やYouTubeの公式動画チャンネルでの動画配信を開始します。

令和3年度は、テレビCMや新聞での周知を9月以降に実施する予定です。その他、ラジオや雑誌での周知も実施する予定です。これらについては、詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

以上

知ってほしい、

健康被害救済制度のこと。
石綿（アスベスト）



アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は医療費などの救済給付が受けられます。 ※労災保険などの対象にならない場合

中皮腫

アスベストによる
肺がん

著しい呼吸機能障害を伴う
石綿肺

著しい呼吸機能障害を伴う
びまん性胸膜肥厚

アスベストによる病気は潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

- アスベストが身近にありませんでしたか？
- 息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか？
- 中皮腫や肺がんで亡くなられたご家族はいませんか？



もしかして、と思ったら
まずお電話を。

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

電話
無料

さあはやく きゅうさい
0120-389-931

受付時間 10:00~17:00(土・日・祝・12/29~1/3を除く)

